

○内閣府、厚生労働省、財務省、文部科学省、国土交通省、環境省、告示第四号

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年厚生労働省、建設省、郵政省、労働省、令第一号）第三条

第三項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十六年三月文部科学省、厚生労働省、農林水産省、告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年八月十六日

内閣総理大臣	岸田 文雄
総務大臣	松本 剛明
財務大臣	鈴木 俊一
文部科学大臣	盛山 正仁
厚生労働大臣	武見 敬三

農林水産大臣 坂本 哲志

経済産業大臣 齋藤 健

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第一 「二〃九 略」 十 次に掲げる物の大分類E―製造業 イ 「略」 ロ 半導体素子若しくは集積回路の製造のために専ら用いられる半導体部素材（半導体の製造工程において用いられる物資又はその部分品若しくは素材等（未加工の原料又は物資を除く。以下この号において同じ。）をいう。）又は半導体製造装置（半導体素子又は集積回路の製造、測定又は分析の用に供されるダイシングソー、ウエハプロバー、電子顕微鏡その他専らこれらの用に供される細分類二六七―半導体製造装置製造業、小分類二七三―計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業及び小分類二九七―電気計測器製造業を含む。）若しくは半導体製造装置に専ら用いられる部分品若しくは素材等 ハ 「略」 ニ 積層セラミックコンデンサ、フィルムコンデンサ、SAW（弾性表面波）フィルタ、BAW（バルク弾性波）フィルタ、積層チップインダクター、水晶振動子、水晶共振子又は水晶発振子の製造に専ら用いられる部分品、素材等又は装置 ホ データの送受信機能を有するものであって、複写、印刷、ファクシミリ送信又はスキャンのうち二以上の機能を有する機械器具（スマートフォン、携帯電話機又はPHS	別表第一 「二〃九 同上」 十 次に掲げる物の大分類E―製造業 イ 「同上」 ロ 半導体素子又は集積回路の製造のために特に設計した半導体部素材（半導体の原料を加工した物であり、半導体の製造工程においてその一部として用いられる物質をいう。） ハ 「同上」 ニ 「新設」 ホ 「新設」

電話機を除く。） 十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業 イ ディーゼルエンジン（連続最大出力が七百三十五キロ ワット以上のものに限る。）及びその部分品（ディーゼル エンジン（二サイクルのものに限る。）に用いられるクラ ンクシャフトに限る。） 「ロゝハ 略」 十二 「略」 備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分 類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の 分類表に従っている。	十一 船舶の部品のうち、次に掲げる物の大分類E―製造業 イ ディーゼルエンジン（二サイクルであり、かつ、連続最 大出力が七百三十五キロワット以上のものに限る。）及び その部分品（クランクシャフトに限る。） 「ロゝハ 同上」 十二 「同上」 備考 この表は、統計法第二十八条に基づき、産業に関する分 類を定める件（平成二十五年十月総務省告示第四百五号）の 分類表に従っている。
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。

<u>製造業</u>			
その他の鉄鋼業 <u>電線・ケーブル製造業</u>	【略】 <u>2342</u>	【略】 <u>光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）</u>	【略】 <u>ただし、石英系光ファイバケーブルの製造業に限る</u>
【略】 一般産業用機械・装置製造業 2531	【略】 2531	【略】 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	【略】 ただし、数値制御を行うことができ
その他の鉄鋼業 【新設】	【略】 【新設】	【略】 【新設】	【略】 【新設】
【略】 一般産業用機械・装置製造業 2531	【略】 2531	【略】 動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	【略】 ただし、数値制御を行うことができ

る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ット(以 下「NC 金属工作 機械等」 という) の製造又 は補修の 用に供さ れる減速 機の製造 業に限る	る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ットの製 造又は補 修の用に 供される 減速機の 製造業に 限る	【略】	【略】	金属加工 機械製造 業
る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ット(以 下「NC 金属工作 機械等」 という) の製造又 は補修の 用に供さ れる減速 機の製造 業に限る	る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ットの製 造又は補 修の用に 供される 減速機の 製造業に 限る	【略】	【略】	金属加工 機械製造 業

[illegible]

クターの製造業に限る	ただし、 SAW（ 弾性表面 波）フイ ルタ、B AW（バ ルク弾性 波）フイ ルタ、水 晶振動子 、水晶共 振子又は 水晶発振 子の製造 業に限る	ただし、 SAW（ 弾性表面 波）フイ ルタ、B AW（バ ルク弾性 波）フイ ルタ、水 晶振動子 、水晶共 振子又は 水晶発振 子の製造 業に限る	ただし、 NC金属 工作機械 等の製造 又は補修 の用に供 されるサ	クターの製造業に限る
電子回路製造業 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	2911	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業
電子回路製造業 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	2899	2911	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ットの製 造又は補 修の用に 供される	ただし、 数値制御 を行うこ とができ る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ットの製 造又は補 修の用に 供される	2914	配電盤・電力制御装 置製造業	ただし、 NC金属 工作機械 等の製造 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラマ ブルロジ ックコン トローラ の製造業 に限る	2914	配電盤・電力制御装 置製造業	一ボ機構 の製造業 に限る
---	--	-------------	---------------------------	--	-------------	---------------------------	------------------------------

づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※2 〔略〕

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（令和二年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第四号）に掲げる業種に該当するソフトウェア業又は情報処理・提供サービス業に属する事業以外にあつては、別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社の他のもの（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）を除く。

※2 〔略〕

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

別表第三

大分類	小分類	細分類		摘要
		番号	項目名	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	

建設業	[略]	[略]	[略]
その他の 職別工事業	[略]	[略]	<u>解体・はつり</u> 工事業
0796			
製造業	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	<u>砂糖・で</u>	[略]	[略]
	<u>んぶん糖</u>	0953	<u>でんぶん糖</u> 類製造業
	<u>類製造業</u>		
[略]	[略]	[略]	[略]
酒類製造業	[略]	[略]	[略]
1022			<u>発泡性酒</u> 類製造業
[略]	[略]	[略]	[略]
[削る]		[削る]	
<u>1024</u>			<u>醸造酒</u> 類製造業 (果
			<u>実酒、清酒を除く)</u>
<u>1025</u>			<u>蒸留酒</u> 類製造業
<u>1026</u>			<u>混成酒</u> 類製造業
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
外衣・シ	[略]		ニット製外衣製造業
ヤツ製造業 (和式を除く)	1166		(アウターシヤツ類、セーター類等を除く)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

建設業	[略]	[略]	[略]
その他の 職別工事業	[略]	[略]	<u>はつり・解体</u> 工事業
0796			
製造業	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]
	<u>糖</u> 類製造業	[略]	[略]
	業	0953	<u>ぶどう糖・水あめ・</u>
			<u>異性化糖</u> 製造業
[略]	[略]	[略]	[略]
酒類製造業	[略]	[略]	[略]
1022			<u>ビール</u> 類製造業
[略]	[略]	[略]	[略]
<u>1024</u>			<u>蒸留酒・混成酒</u> 製造業
[新設]	[新設]		[新設]
	[新設]		[新設]
[新設]	[新設]		[略]
[略]	[略]		[略]
外衣・シ	[略]		ニット製外衣製造業
ヤツ製造業 (和式を除く)	1166		(アウターシヤツ類、セーター類などを除く)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

[略]

ガラス・同製品製造業	2117	ガラス繊維・同製品製造業	ただし、石英系光ファイバ素線の製造業を除く	ガラス・同製品製造業	2117	ガラス繊維・同製品製造業	[新設]
セメント・同製品製造業	2123	セメント・同製品製造業	ただし、数値制御を行うことのできる金属工作機械等の製造又は補修の用に供される鋳物の代替素材（ミネラルキヤストに限る）の製造業を除く	セメント・同製品製造業	2123	セメント・同製品製造業	[新設]
建設用粘	2131	粘土がわら製造業		建設用粘	2131	粘土がわら製造業	

土製品製造業（陶磁器製を除く）	[略]	[略]	[略]		土製品製造業（陶磁器製を除く）	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
電線・ケーブル製造業	[略]	[略]	ただし、石英系光ファイバケーブルの製造業を除く		電線・ケーブル製造業	[略]	[略]	[新設]
2342	2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	石英系光ファイバケーブルの製造業を除く		2342	2342	光ファイバケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）	[新設]
[略]	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	[略]	[略]
一般産業用機械・装置製造業	2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	ただし、数値制御を行うことのできる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット（以下「NC金属工作		一般産業用機械・装置製造業	2531	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く）	ただし、数値制御を行うことのできる金属工作機械又は主として工業製品の製造の用に供される産業用ロボット（以下「NC金属工作

[illegible]

[illegible]

[illegible]

<u>工作機械</u> <u>等の製造</u> 又は補修 の用に供 される数 値制御装 置又はプ ログラマ ブルロジ ックコン トローラ の製造業 を除く	[略] [略] [略]	[略] [略] [略]	産業用電 気機械器 具製造業
<u>を行うこ とができ る金属工 作機械又 は主とし て工業製 品の製造 の用に供 される産 業用ロボ ットの製 造又は補 修の用に 供される 数値制御 装置又は プログラ マブルロ ジックコ ントロー ラの製造 業を除く</u>	[略] [略] [略]	[略] [略] [略]	産業用電 気機械器 具製造業

[略] 運輸業、郵便業	[略] [略]	[略] [略]	[略] [略]	[略] 運輸業、郵便業	[略] [略]	[略] [略]	[略] [略]
	その他の運輸に付帯するサービス業	4891	レッカー・ロードサービス業		その他の運輸に付帯するサービス業	4891	
	[略]	<u>4892</u>	<u>サービス業</u>		[略]	[新設]	
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	
	[略]	[略]	[略]		[略]	[略]	
	[削る]	[削る]	[削る]		[略]	[略]	
卸売業、小売業				卸売業、小売業			
	<u>百貨店</u>	<u>5611</u>	<u>百貨店</u>		<u>百貨店、総合スーパー</u>	<u>5611</u>	
	<u>総合スーパー</u>	<u>5621</u>	<u>総合スーパーマーケット</u>		<u>スーパー</u>		
	<u>ハイパーマーケット</u>		<u>ゾ</u>		[新設]	[新設]	
	<u>コンビニエンスストア</u>	<u>5631</u>	<u>コンビニエンスストア</u>		[新設]	[新設]	
	<u>エスエスストア</u>						
	<u>ドラッグストア</u>	<u>5641</u>	<u>ドラッグストア</u>		[新設]	[新設]	
	<u>ホームセンター</u>	<u>5651</u>	<u>ホームセンター</u>		[新設]	[新設]	
	<u>均一価格店</u>	<u>5661</u>	<u>均一価格店</u>		[新設]	[新設]	
	その他の各種商品小売業	5699	その他の各種商品小売業		その他の各種商品小売業（従業員が50人未満のもの）		

[illegible]

[illegible][illegible]

教育、 学習支 援業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	<u>中学校、</u>	8131	〔略〕	<u>義務教育学校</u>	8131	〔略〕
	<u>義務教育</u>	<u>8132</u>				
	<u>学校</u>					
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	学校教育	8181		<u>高等教育機関の支援</u>	8181	〔略〕
	支援機関			機関		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	医療、 福祉	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	<u>施術業</u>	8351	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		<u>8352</u>		<u>療術業</u>		
			〔削る〕	〔削る〕		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	その他の	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	保健衛生	〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕	〔削る〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	老人福祉	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	・介護事 業	8542	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		<u>8543</u>		<u>介護医療院</u>		
		<u>8544</u>		〔略〕		
		<u>8545</u>		〔略〕		
		<u>8546</u>		〔略〕		
		<u>8547</u>		〔略〕		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	サービ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
教育、 学習支 援業	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	<u>中学校</u>	8131	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕		
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	学校教育	8181		<u>学校教育支援機関</u>	8181	〔略〕
	支援機関					
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	医療、 福祉	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	<u>療術業</u>	8351	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔新設〕	〔新設〕	〔新設〕		
	<u>8359</u>		<u>その他の療術業</u>			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	その他の	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	保健衛生	<u>8493</u>	<u>消毒業</u>			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	老人福祉	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	・介護事 業	8542	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		〔新設〕	〔新設〕			
		<u>8543</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		<u>8544</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		<u>8545</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
		<u>8546</u>	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
	サービ	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

ス業（他に分類されないもの）	建物等維持管理業	9229	その他の建物等維持管理業	
	他に分類されない事業サービス業	9294 9295	その他	
			ペストコントロール業	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

※1 別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社その他の（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十五号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※2 [略]

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（令和五年七月総務省告示第二百五十六号）の分類表に従っている。

ス業（他に分類されないもの）	建物サービス業	9229	その他の建物サービス業	
	他に分類されない事業サービス業	9294	その他	
		[新設]	[新設]	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

※1 別表第三に掲げる業種に属する事業（以下この※1及び※2において「別表第三事業」という。）に付随して実施し、又は別表第三事業のみを営む親会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第四号に規定する親会社をいう。以下この※1及び※2において同じ。）若しくは当該親会社の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。※2において同じ。）のうち別表第三事業のみを営むものために実施するソフトウェア業及び情報処理・提供サービス業に属する事業（当該事業を営む会社その他の（当該会社の関係会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十二号に規定する関係会社をいう。）のうち別表第三事業のみを営むもの及び当該別表第三事業のみを営む他の会社を除く。以下この※1及び※2において同じ。）から委託を受けてソフトウェアの開発を行うもの及び他のものが保有するデータを扱う情報処理サービスを提供するものを除く。）に限る。

※2 [略]

備考 この表は、統計法第二十八条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年10月総務省告示第405号）の分類表に従っている。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（適用期日）

- 1 この告示は、公布の日から適用する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第三項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条第一項に規定する対内直接投資等（以下「対内直接投資等」という。）又は同法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う対内直接投資等に相当するもの（以下「対内直接投資等に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行った対内直接投資等又は対内直接投資等に相当するものについては、なお従前の例による。